

復興基本計画（案）[暮らしの再生 II 保健医療・福祉]の取組内容に関する対応状況等について

復興基本計画（案）に掲げる 取組項目（P34）	県の対応状況		国の対応状況、国に対する要望内容																
	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況																	
緊急的な取組	<p>医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援</p>	<p>1 地域の医療提供施設をどのように復旧していくのか。</p> <p>(1) 取組の方向性 被災地の医療提供体制の復興に向けた第一段階として、被災した県立病院を含め、休止中の医療機関を中心として仮設診療所を設置し、一部の復旧している医療機関とともに、地域の診療機能が回復されるまでの間、概ね1～3年程度、仮設診療所等による医療提供体制を確保していく必要がある。 このうち、被災した地域病院については、まず外来診療機能の回復を目指し仮設診療施設の整備を進める。また、基幹病院については、釜石病院の耐震化工事を行うとともに、被災前の通常診療体制に戻すよう、仮設診療所の整備等医療提供体制の整備に向けた取組を進める。 また、社会福祉施設等の復旧にあたっては、事業者や地元市町村との協議・調整を実施し、各市町村の復興計画等に即して復旧を進めていく。</p> <p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況</p> <p>① 仮設診療所の整備 県が国の補助を受けて仮設診療所を整備し、被災医師等に貸し出すことにより、被災地での医療提供体制の確保を図ろうとするもの。 現在、実際に貸付を受けて診療を行う被災医師等と、診療所の設置場所及び必要な医療機材等について、医師会等を通じて調整を行っているところであり、6月末までに国に対して実施計画を提出し、概ね9月までに整備を予定している。</p> <p>※ 設置予定数（現段階での見込み）</p> <table border="1"> <tr> <td>気仙保健医療圏</td> <td>医科 10（併設薬局 3）</td> <td>歯科 8</td> </tr> <tr> <td>釜石保健医療圏</td> <td>医科 9（併設薬局 5）</td> <td>歯科 4</td> </tr> <tr> <td>宮古保健医療圏</td> <td>医科 4</td> <td>歯科 2</td> </tr> <tr> <td>久慈保健医療圏</td> <td>医科 1</td> <td>歯科 0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>医科 24（併設薬局 8）</td> <td>歯科 14</td> </tr> </table> <p>[県立病院（地域病院）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立山田病院 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療施設を整備中（5/23～） （場所：山田町大沢地内、開院目標：6月下旬～7月上旬） ○県立大槌病院 <ul style="list-style-type: none"> ・上町ふれあいセンターを仮診療施設として内科外来の保険診療を開始（4/25～） ・日本災害医療ロジスティック協会提供の仮設診療施設を設置作業中（4/28～） （場所：大槌町大槌地内、開院目標：6月27日） ○県立高田病院 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設診療施設を整備中（6/9～） （場所：陸前高田市米崎町地内、開院目標：7月下旬） 	気仙保健医療圏	医科 10（併設薬局 3）	歯科 8	釜石保健医療圏	医科 9（併設薬局 5）	歯科 4	宮古保健医療圏	医科 4	歯科 2	久慈保健医療圏	医科 1	歯科 0	合計	医科 24（併設薬局 8）	歯科 14	<p>1 被災地医療確保対策事業費（仮設診療所設置経費補助） 1,219,810 千円</p> <p>2 地域支え合い体制づくり事業費（応急仮設住宅等における要援護者に対する介護サービス等提供体制整備支援） 1,836,000 千円</p> <p>3 老人福祉施設等災害復旧事業費補助（設備・車両等の購入経費補助） 1,249,500 千円</p> <p>4 障害者支援施設等災害復旧事業費補助（同上） 183,000 千円</p>	<p>1 国の対応状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮設診療所（薬局併設を含む）等の整備（14億円） 応急仮設住宅における介護・福祉サービスの拠点づくり等（被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増し（1県当たり3～15億円程度）） 保健衛生施設、医療施設、社会福祉施設等の災害復旧に対する補助率の嵩上げ 事業再開準備等に対する財政支援（備品費等に対する定額補助） 対象：介護事業所、障害者福祉施設、子育て支援施設等 本県を含む被災3県に対し、地域医療再生臨時特例交付金の交付上限額を確保（120億円） 地方公営企業に係る財政措置 東日本大震災に係る一般会計繰出金の特例を設ける <p>2 国に対する要望内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 既に仮設診療所を開設している場合や、県が整備した診療所の施設設備を医師会等に貸し付け、当該団体が開設者となる形態、民有地借上げや既存建物の賃貸や改修、医療機械のリース・レンタル等についても補助対象とすること 災害復旧について補助対象施設の拡大を図ること また、施設の撤去及び移転、土地利用計画が決定するまでの間における仮設施設の整備や代替施設の改修等に対しても補助対象とする等、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るとともに、長期的な取組が可能となるよう新たな基金造成のための財政支援を行うこと 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間（平成23年度限り）の延長と弾力的運用を認めること 保育所整備の助成事業を平成24年度以降も実施できるよう、安心こども基金（保育所緊急整備事業）を恒久的な制度とすること 被災した公立病院の医療機能回復等のための地方公営企業繰出金を拡充すること 具体例：仮設診療所に係る医療器械も含めた施設・設備整備及びリース料金等運営に係る経費、被災した病院の解体撤去費
	気仙保健医療圏	医科 10（併設薬局 3）	歯科 8																
釜石保健医療圏	医科 9（併設薬局 5）	歯科 4																	
宮古保健医療圏	医科 4	歯科 2																	
久慈保健医療圏	医科 1	歯科 0																	
合計	医科 24（併設薬局 8）	歯科 14																	

復興基本計画（案）に掲げる 取組項目（P34）	県の対応状況		国の対応状況、国に対する要望内容
	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	
<p>医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援</p>	<p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況（つづき）</p> <p>② 既存施設の復旧</p> <p>ア 医療施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療施設等災害復旧費補助（国庫補助）について、調査対象施設 116 あて意向調査中（5/24 付）、県への提出期限（6/27）、国への提出期限（6/30）。国（厚生労働省、財務省）が実地調査を行ったうえで、直接事業者に補助する。なお、国の現地調査後の着工が原則とされているが、やむを得ない場合は、国の調査を待たずに復旧事業に着手することも認められている。 [県立病院] ○県立釜石病院 [中核病院] <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事及び耐震化工事を実施中 ・本年 8 月下旬に 198 床、10 月中に 48 床の病床が再開見込み（現在は、増築棟のみで限られた数の入院患者に対応） ○県立大東病院（一関市） <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断を実施中（5/25～） ・増築棟への機能移転工事設計中（移転目標：8 月下旬～9 月上旬） <p>イ 市町村保健センター</p> <p>被災した市町村保健センター（7 市村 8 施設）の災害復旧のための補助制度の活用等について、被災市町村に対し、その取組状況を把握しながら必要に応じ助言等を行っている。</p> <p>ウ 社会福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6 月補正予算で措置した介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者の備品、設備等の復旧事業について、事業者から事前協議書の提出を受付中。8 月以降交付決定し、平成 23 年度内に事業を完了する予定である。 ○社会福祉施設等災害復旧費補助（国庫補助）については、9 月補正予算要求に向けて、協議書のとりまとめを進めている。なお、本補助事業については、速やかに施設運営の再開を図るため、協議を待たずに応急仮工事や災害復旧工事を進めることが可能となっているものである。 <p>(3) 課題</p> <p>① 仮設診療所の整備</p> <p>県が直接整備した場合の経費についてのみ国庫補助がなされるため、民間事業者が実施主体となる仮設診療所の整備に対する財政支援が必要となっている。</p> <p>② 薬局の復旧</p> <p>沿岸 12 市町村で調剤不能となった薬局 50 施設のうち 29 施設が業務を再開。そのうち 17 施設は救護所内や仮設のプレハブなどによって再開している状況であるが、開設者は復旧資金の調達が困難な状況にある。このため、県では国に対して、薬局機能の早急な復旧のための財政支援を要望している。</p> <p>③ 医療施設、社会福祉施設の復旧</p> <p>ア 現行の制度では、補助対象とならない被災施設が多くある。このため、県では、補助制度について、被災地の実情に応じて弾力的に運用が図られるよう国に要望している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間の歯科診療所は原則として利用できないこと ○公的医療機関以外では政策医療を行っている医療施設等に限られ、民間病院、診療所の多くが利用できないこと <p>イ 原形復旧の原則にのっとり、災害復旧事業を進めることが難しい状況にある。このため、県では、補助制度について、被災地の実情に応じて弾力的に運用が図られるよう国に要望している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災前の敷地に同一構造で建て直すことを原則としていることから、高台への移転には国との協議が必要であること 		

緊急的な取組

復興基本計画（案）に掲げる 取組項目（P34）	県の対応状況		国の対応状況、国に対する具体的要望内容	
	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況		
緊急的な取組	<p>医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援</p>	<p>2 継続的、長期的な医療従事者等の派遣の仕組みをどのように構築していくのか。</p> <p>(1) 取組の方向性 県内関係団体等と派遣支援の仕組みづくり等を進めていくとともに、他県からの医療従事者等の継続的な派遣受入が可能となる被災地医療確保支援調整システムの構築を国に働きかけていく。 また、被災地における保健栄養活動計画やその取組状況を把握し、必要な人員を速やかに派遣要請できる体制や仕組みづくりを進める。</p> <p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況</p> <p>① 医療チームの主な活動状況 被災地域においては、徐々に地元の医療機関が再開しているところもあり、今後「医療チームによる避難所等における医療救護」から、「地元の医療機関による通常の医療提供体制」への移行が必要になるが、地域の実情に応じて一部医療チームの支援を継続しつつ、移行への第1ステップとして「仮設診療所及び地元医療機関による医療提供体制」を確保していく。 (H23.7.31時点における医療チームの派遣状況等（見込）) ・医療救護 5チーム ・地域医療機関の再開 病院 19/19 施設（うち仮設診療所3） 診療所 91/109 施設（うち仮設16） 歯科診療所 76/109 施設（うち仮設9）</p> <p>② 被災地への医師派遣 県外医療チームが撤退する中、県医師会では、医療機関の被害が大きかった山田町、大槌町、陸前高田市に県内陸部の医師を交替で派遣することを決定し、その第一陣として、6月13日から山田町に盛岡市内の医師等の派遣が開始されている。（大槌町への医師派遣開始予定：7/3）。その他に、県小児科医会による山田町及び陸前高田市の乳幼児・学校健診への医師の派遣が5月26日から行われている。 また、岩手医科大学では、県内の災害拠点病院支援のために「災害時地域医療支援室」を立ち上げ、全国の大学病院等から病院医療を支援できる方を募集し、被災地の災害拠点病院等への派遣のマッチングを行っている。（6/21現在、9名）</p> <p>③ 保健栄養活動の状況 応急仮設住宅の供与の開始以後においても、生活環境の変化に対応し、被災者の健康の維持・増進を図るために、きめ細かな保健栄養活動を継続していくことが必要であり、民間団体の協力による仮設住宅集会所等を活用した健康相談、保健指導の実施に向けて、関係機関と協議中である。</p> <p>④ H23.5.30付けで厚生労働省に対し、被災地医療確保支援調整システムの構築と、保健師及び栄養士等の継続的かつ長期的な派遣あっせんを要請している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（県外からの派遣受入れ状況）（5月31日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核的な医療機関（県立病院）への診療応援 18チーム ○ 他県からの専門職員の受入 看護師（災害支援ナース）262人 保健師延5,816人 栄養士延183人 介護職員約259人 </div>	<p>1 被災地健康維持増進事業費 （避難所や在宅の避難者に対して健康相談、保健指導、栄養相談等の健康維持・増進のための支援） 126,223千円</p> <p>2 地域支え合い体制づくり事業費を活用し、仮設住宅入居者等に対する健康相談、保健指導の実施を検討中</p>	<p>1 国の対応状況 国による他県自治体専門職員の被災地への派遣調整、あっせんの支援</p> <p>2 国に対する要望内容</p> <p>(1) 長期的かつ継続的に被災地の中核病院に対する医療確保支援を行う被災地医療確保支援調整システムを国において構築するとともに、その派遣に要する経費の支援を行うこと。 (2) 応急仮設住宅の供与の開始以後においても国のあっせんによる県外自治体の保健師や栄養士の継続的かつ長期的な派遣支援を行うこと。 (3) 要援護者に対する十分な介護等サービスの提供体制を確保し、被災地の被害状況に対応した継続的かつきめ細かなケアを行うため、介護等サービスに従事する職員の派遣について継続的な支援を行うこと。</p>
	<p>(3) 課題</p> <p>① 被災した沿岸地域は、従前から医師をはじめ医療従事者の不足が顕著な地域であり、医療従事者の重点的な確保が求められている。 ② 中核的病院の機能回復のため、中長期的に医師を継続して派遣してもらう仕組みの検討が必要である。また、定着してもらう方策を検討することも必要である。 ③ 仮設診療所に併設される薬局の薬剤師の確保が求められている。</p>			

復興基本計画（案）に掲げる 取組項目（P34）	県の対応状況		国の対応状況、国に対する要望内容
	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	
緊急的な取組 医療提供施設及び社会福祉施設等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援	<p>3 仮設診療所設置期間における医療提供施設間の連携の仕組みをどのように構築していくのか。</p> <p>(1) 取組の方向性 二次保健医療圏毎に、被災状況や医療提供体制に相違があることから、その実情に対応した、地域毎の医療連携の仕組みの構築が必要である。</p> <p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況 当面、仮設診療所設置期間において、二次保健医療圏を基本として、初期医療、高度専門医療、救急医療対応など、それぞれの医療機関毎の役割分担と医療連携が円滑に図られるよう、地域毎に検討を進める。</p> <p>(3) 課題 二次保健医療圏毎に、医療提供施設の復旧状況が異なり、また、仮設住宅の設置により通院状況が変化することから、それに配慮した連携体制の構築が必要である。</p>		
	<p>4 地域の医療提供施設（仮設診療所を含む）と仮設住宅地の介護等サポート拠点・社会福祉施設との連携をどのように進めていくのか。</p> <p>(1) 取組の方向性 仮設住宅における生活を包括的かつ継続的に支える観点から、限られた資源を有効に活用し、医療と介護サービスが一体的・継続的に提供されるよう、連携のための仕組みづくりや交通手段の確保及び在宅での保健医療・介護福祉の提供体制の確保を進める。</p> <p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況</p> <p>① 仮設住宅地等において、高齢者等の見守りや相談対応を行う生活支援相談員等からの情報提供を受け、被災地住民に対する健康相談や保健指導を行うとともに、必要に応じて訪問診療や訪問看護につなげていくような体制づくりを進めていく。</p> <p>② 仮設住宅の建設と併せ、被災市町の要望に基づき、高齢者等サポート拠点12棟、グループホーム型仮設住宅13棟の設置が計画されており、当該拠点の設置・運営に係る経費を補助するほか、研修の実施等を通じて運営の支援を行うとともに、更なる拠点の整備に向けた支援を行っていく。</p> <p>③ 被災地の障がい者の多様なニーズに対応できるよう、宮古・釜石・気仙圏域において、被災地の障がい者相談支援事業所の体制強化に向けた支援を行っている。</p> <p>(3) 課題</p> <p>① 医療提供施設の復旧状況と介護等サポート拠点の設置・社会福祉施設等の復旧状況が地域毎に異なると見込まれることから、地域毎に資源の状況に応じた連携体制を構築していく必要がある。</p> <p>② 中・長期的な取組課題としている「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築」や、今後予定されている新しい医療計画や第5期介護保険事業計画の策定に向けて、仮設住宅からの移行後も見据え、保健医療・介護福祉のトータルケアの確立を検討していく必要がある。</p>		

復興基本計画（案）に掲げる 取組項目（P34）	県の対応状況		国の対応状況、国に対する要望内容
	取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	
災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進	<p>1 DMA T活動に引き続く医療支援活動が隙間なく継続的に行われる体制の整備をどのように構築していくのか。</p> <p>(1) 取組の方向性 被災地が広範囲にわたってもDMA T活動に引き続く医療支援活動が隙間なく継続的に行われるよう、いわて災害医療支援ネットワーク等関係機関の取組状況を検証し、新たな災害に備え体制の整備を図っていく。</p> <p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況 ① 医師会等の関係機関と連携しながら、体制整備について検討していくこととしている。また、医療に係る災害救助法の適用例等について検証し、地域防災計画や派遣等協定の見直しも検討していく。 ② 今回の災害における対応を踏まえ、発災当初から医療救護活動、保健活動、こころのケア活動が有機的かつ円滑に連携できる仕組みを再構築していく。 ③ 「こころのケア」活動を中長期的かつ継続的に実施していくため、技術的支援や人材育成を行う「岩手県こころのケアセンター（仮称）」と各地域の「こころのケア」拠点の設置や関係機関の連携強化等に取り組んでいく。</p> <p>(3) 課題 ① 被災地の状況に応じた医療救護体制が必要であり、地域ごとに医療救護活動をコーディネートできる人材の確保が必要である。 ② こころのケア活動は長期的に取り組む必要があるが、災害救助法の適用期間の終了後におけるこころのケアチームの派遣経費に対する財政支援の制度がない。</p> <p>2 災害時における物資の調達体制や災害拠点病院と地域医療機関の連携の仕組み（情報共有、機能分担等）をどのように構築していくのか。</p> <p>(1) 取組の方向性 発災後の停電と燃料不足のため、入院患者や救急患者等の医療の確保に不安を生じたことから、水、食料、燃料等の物資について、災害時においても医療機関の診療機能が確保されるよう市町村や関係機関等と連携して取り組んでいく。 また、災害に強く、質の高い保健医療福祉提供体制の整備に向けて、医療機関の非常用設備の強化や災害時医療を充実するための取組方策の具体化を検討していく。</p> <p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況 ① 非常用電源の設備整備 県内の病院では、非常用電源設備の能力が、稼働時間が2日未満の病院が約6割を超えており、人工透析患者等に対応するためには、最低3日以上は稼働できる設備が必要であると考えられる。現在、対象医療機関における非常用電源設備整備に係る国庫補助活用の意向調査を実施している（6/3付） （対象施設） ○救命救急センター：岩手医大附属病院、県立大船渡病院、県立久慈病院 ○総合周産期母子医療センター：岩手医大附属病院 ② 医療機関への要請 4月7日の余震による停電においても、自家発電用装置や燃料の確保が十分ではなかった医療機関があったため、4月18日付けで燃料の確保対策等について、各医療機関に文書で要請した。</p>	【なし】	<p>1 国の対応状況 (1) こころのケアチームの派遣調整 (2) 災害救助法の期間の延長 (3) 救命救急センター及び周産期母子医療センターにおける自家発電設備の整備に対する財政支援（補助率1/2）</p> <p>2 国に対する要望内容 (1) 長期的かつ継続的に被災地の中核病院に対する医療確保支援を行う被災地医療確保支援調整システムを国において構築するとともに、その派遣に要する経費の支援を行うこと。 (2) こころのケアチームの派遣について、災害救助法適用期間経過後も必要となる経費については、新たな財政支援の制度を創設すること。 (3) 長期にわたり対応するためのこころのケアセンター及び地域こころのケアセンターの設置に係る運営経費について、新たな財政支援の制度を創設すること。 (4) 非常用電源の設備整備について、全ての病院及び透析を行う診療所へ対象範囲を拡大すること。 (5) 地域の医療機関と大学病院等による遠隔医療の推進に対する財政支援やテレビ会議システムを利用した外来診療に係る規制緩和を行うこと (6) 非常時でも高度医療・救急医療に対応できる発電機能を持ったエネルギー自己完結型の災害拠点病院の整備に対する財政支援を行うこと (7) 災害時において拠点病院が有効に機能できるよう、衛星通信システムの導入や耐震機能の強化、災害時における医師派遣や被災地医療の研修・教育体制の整備及び運営に対する財政支援を行うこと (8) 新たなまちづくりと一体となった医療提供施設の整備、医療従事者の確保や医療連携体制の構築など、地域の実情に応じた適時適切な復興の取組が可能となるよう、新たな基金造成のための財政支援を行うこと</p>

短期的な取組

復興基本計画（案）に掲げる 取組項目（P34）		県の対応状況		国の対応状況、国に対する要望内容
		取組の方向性、具体的な取組状況又は検討状況、課題	関係予算の措置状況	
短期的な取組	災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進	<p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況（つづき）</p> <p>③ ドクターヘリの運航による広域搬送機能の強化 平成 24 年度の運航開始に向けた導入準備を着実に進めており、災害時には、被災地とそれ以外の地域間における傷病者の広域搬送に大きな効果が期待される。（今回の震災においては、他県のドクターヘリ計 7 機が花巻空港を拠点に傷病者の搬送活動を実施）</p> <p>④ 災害拠点病院の機能強化等 岩手医科大学からモデル災害拠点病院の整備、いつでもどこでも高度医療が受けられる「地域医療新モデル」の構築、災害時地域医療支援センターの設置について提案があり、政府要望及び特区提案に反映するとともに、今後、国による財政支援等の動向も踏まえながら、具体化に向けて検討していくこととしている。</p> <p>(3) 課題</p> <p>① 非常用電源の設備整備について、現行の国庫補助制度は対象施設が限定されていることから、全ての病院及び透析を行う診療所へ対象範囲を拡大することを国に要望している。</p> <p>② 今回のような大規模災害時では、道路、電気、水道、通信等のライフラインの切断が長期間に及ぶため、非常時に必要な機能としてどこまで医療機関に求めていくのかについて十分に検討していく必要がある。</p> <p>③ 中・長期的な取組項目としている「地域の保健医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築」等についても併せて検討していく必要がある。</p>		
	被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成	<p><u>1 県外からの派遣終了後、保健医療福祉従事者をどのように確保していくのか。</u></p> <p>(1) 取組の方向性 「仮設診療所及び地元医療機関による医療提供体制」を確保するため、被災地の高度専門医療や二次救急等の役割を担う地域の中核病院の医療スタッフの強化を図るとともに、老人福祉施設等の事業者が適切な時期に円滑に人材を確保できるよう支援していく。</p> <p>(2) 具体的な取組状況又は検討状況</p> <p>① 医療従事者 長年に継続して勤務する医師、後期研修医などを招へいし、定着を促進する取組について検討を進める。</p> <p>② 市町村保健師 職員が被災し、保健師が不足している市町村に対し、必要な人員や事業実施の見込み等を把握しながら、必要な助言、対策の検討等を行っていく。</p> <p>③ 老人福祉施設等従事者 災害緊急雇用創出事業の活用により、介護サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所職員の人材確保等を検討しており、また、介護雇用プログラムの活用による介護人材の育成確保を推進していく。</p> <p>(3) 課題</p> <p>① 従来から医師不足が顕著であった被災地の医療を確保するため、様々な育成プログラムの検討や、医師の確保定着に向けた仕組みづくり、環境整備を進める必要がある。</p> <p>② 被災地で恒常的に働くことができる薬剤師の確保が困難となっている。</p>	1 災害緊急雇用事業を活用し、被災した施設の人材確保・養成を実施予定（被災地における介護サービス事業所人材確保事業〔40 人分〕、被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業〔15 人分〕）	